

令和3年9月

射水市議会定例会議案説明書

議案第46号

令和3年度射水市一般会計補正予算(第4号)

議案第47号

令和3年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第48号

令和3年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第49号

令和3年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第50号

令和3年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)

以上5議案については、別途説明につき説明省略

議案第 5 1 号

射水市個人情報保護条例の一部改正について

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく保有個人情報訂正の通知については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を引用しており、同法の改正により引用条項の号番号が繰り下げられ、また、情報提供ネットワークシステムの管理者が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改められたことに伴い、本条例中の引用条項及び保有個人情報訂正の通知先を改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 2 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく特定個人情報の提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を引用しており、同法の改正により引用条項の号番号が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 3 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 個人市民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

所得税における国外居住親族に係る扶養控除の見直しを踏まえ、個人市民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、原則年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外するもの。

(2) 個人市民税の医療費控除におけるセルフメディケーション税制の延長

特定の一般用医薬品を購入した場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、その適用期限を5年間延長し、令和9年度までとするもの。

(3) 固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法等の改正により、浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例が地方税法に規定されたことに伴い、特例割合を3分の1とするもの。

2 施行期日

(1) 1(1)に係る改正規定 令和6年1月1日

(2) 1(2)に係る改正規定 令和4年1月1日

(3) 1(3)に係る改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第54号

射水市手数料条例の一部改正について

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、同機構が個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができることが規定されたため、本市条例の個人番号カードの再交付に関する事務手数料の規定が不要となることから、これを削除するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和3年9月1日

議案第55号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例において家庭的保育事業者等が書面により行うことが規定されている又は想定されるもの(利用乳幼児に関する記録等)について、電磁的記録により行うことができることとする規定を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 6 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例において特定教育・保育施設等が書面により行うことが規定されているもの(教育・保育給付認定こどもに関する記録等)について、電磁的記録により行うことができることとする規定を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 7 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説明)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置期間(以下「設置期間」という。)は、省令の規定に基づくものであり、省令の一部改正により設置期間が令和5年3月31日までに延長されたことに伴い、本条例中の設置期間についても同様に改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第58号

令和2年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	283,385,139円	(A)
前年度繰越利益剰余金	648,386円	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	304,000,000円	(C)
当年度未処分利益剰余金	588,033,525円	(D)
((A) + (B) + (C))			

利益剰余金処分量【剰余金処分計算書(案)】

資本金	304,000,000円	
減債積立金	284,000,000円	
計	588,000,000円 (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金((D) - (E))

33,525円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

議案第59号

令和2年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	383,640,515円	(A)
前年度繰越利益剰余金	360,984円	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	328,000,000円	(C)
当年度未処分利益剰余金	712,001,499円	(D)
((A) + (B) + (C))			

利益剰余金処分量【剰余金処分計算書(案)】

資本金	328,000,000円	
減債積立金	384,000,000円	
計	712,000,000円 (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金((D) - (E))

1,499円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

報告第 8 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
19	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 776,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内
20	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 612,811円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市津幡江地内
21	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 90,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市戸破地内
22	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 299,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市三ヶ地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 3	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市片口高場地内
2 4	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 86,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市射水町一丁目地内
2 5	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 192,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市八塚地内
2 6	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 261,690円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市作道地内
2 7	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 144,100円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市戸破地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
28	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 300,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 南砺市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市高場新町三丁目地内
29	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 74,800円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
30	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 145,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月8日 場 所 射水市黒河地内
31	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月16日 場 所 射水市三ヶ地内
32	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市浄土寺地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 3	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 154,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市橋下条地内
3 4	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 80,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
3 5	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 342,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市三ヶ地内
3 6	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 125,493円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市橋下条地内
3 7	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 179,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市手崎地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
38	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 117,370円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市片口高場地内
39	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 33,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月8日 場 所 射水市浄土寺地内
40	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,570円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市橋下条地内
41	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 84,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市太閤山1丁目地内
42	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 214,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市庄西町二丁目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 3	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 52,800円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市庄川本町地内
4 4	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 340,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
4 5	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 65,692円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
4 6	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 141,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市黒河地内
4 7	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 241,577円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
48	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 440,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
49	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 95,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市赤井地内
50	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 111,774円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月12日 場 所 射水市東明西町地内

報告第 9 号

令和 2 年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(12 . 06)	(17 . 06)	8 . 8 (25 . 0)	88 . 8 (350 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 10 号

令和 2 年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	9 . 5

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20 . 0 %

報告第 1 1 号

令和 2 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説 明）

斎場整備事業費（令和元年度から令和 2 年度までの 2 か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項）。

斎場整備事業費

事業費	2,708,678,000円
支出済額	2,706,842,889円
不用額	1,835,111円

支出済額の内訳

工事区分	支出済額(円)	契約の相手方
監理業務委託	46,200,000	株式会社三四五建築研究所 代表取締役 稲葉 実
建築主体工事	1,779,800,000	佐藤工業・牧田組・四方組射水市斎場新築（建築主体）工事共同企業体 代表者 金子 政史
電気設備工事	225,343,800	クリシマ・東和電設射水市斎場新築（電気設備）工事共同企業体 代表者 東山 等
機械設備工事	303,600,000	菱機工業・丸芳工業射水市斎場新築（機械設備）工事共同企業体 代表者 大野 賢治
火葬炉設備工事	307,230,000	株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本 芳樹
整地工事	12,705,000	株式会社四方組 代表取締役 四方 正江
水路整備工事	8,250,000	佐藤工業株式会社北陸支店 常務執行役員支店長 金子 政史
建築主体付帯工事	21,663,400	佐藤工業株式会社北陸支店 常務執行役員支店長 金子 政史 ほか
備品購入	2,050,689	有限会社新湊仏壇センター 代表 高松 良子 ほか
合 計	2,706,842,889	

継続費設定・変更可決の日

継続費設定可決の日 平成 3 1 年 3 月 1 4 日

継続費変更可決の日 令和 3 年 3 月 1 9 日

認定第 1 号

令和 2 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 4 件の認定について一括説明)

(決算 = 地方自治法第 2 3 3 条)

(単位 : 円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額	
一 般 会 計	62,689,554,691	57,784,305,881	56,156,060,993	1,628,244,888	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,125,709,000	7,869,263,129	7,846,394,699	22,868,430
	後期高齢者医療事業	2,353,219,000	2,349,112,719	2,344,065,785	5,046,934
	介護保険事業	9,241,574,000	9,142,028,074	9,098,982,305	43,045,769
	小 計	19,720,502,000	19,360,403,922	19,289,442,789	70,961,133
合 計	82,410,056,691	77,144,709,803	75,445,503,782	1,699,206,021	

備考

一般会計の収支差引残額 1,628,244,888 円には、継続費に係る繰越財源 25,852,000 円及び繰越明許費に係る繰越財源 271,741,226 円を含むので、実質収支額は 1,330,651,662 円となる。

認定第 5 号

令和 2 年度射水市水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度水道事業収益	2,049,859,296円	(A)
当年度水道事業費用	1,766,474,157円	(B)
差引当年度純利益	283,385,139円		
((A) - (B))			

(決算 = 地方公営企業法第 30 条)

認定第 6 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度下水道事業収益	3,942,937,186円	(A)
当年度下水道事業費用	3,559,296,671円	(B)
差引当年度純利益	383,640,515円		
((A) - (B))			

(決算 = 地方公営企業法第 30 条)

認定第 7 号

令和 2 年度射水市病院事業会計決算認定について

(説 明)

当年度病院事業収益	3,578,069,860円	
当年度病院事業費用	3,865,792,516円	
差引当年度純損失	287,722,656円	
当年度未処理欠損金	5,324,931,850円 (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0円 (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

5,324,931,850円

(決算 = 地方公営企業法第 30 条)

